



# 成年後見センター もりおか通信

第34号  
2026年3月31日  
発行

—成年後見の利用を多くの人に—

〒020-0022盛岡市大通1丁目1番16号(岩手教育会館2階)  
認定特定非営利活動法人(認定日付・番号：平成24年12月25日岩手県指令N文第291号)

成年後見センターもりおか 電話019(626)6112 / FAX019(656)0612 発行人：理事長 石橋乙秀



## 『成年後見制度の課題とあり方について』講演会報告

成年後見制度は介護保険制度と同時期2000年4月から施行され、利用促進とともに運用面の見直しを経て、2026年1月に成年後見制度に係る民法改正の要綱案が公表された。今後の成年後見制度への理解を深めるため、2026年2月16日に(一社)全国手をつなぐ育成会連合会(全育連)の常務理事兼事務局長の又村あおい氏を講師に迎え、「成年後見制度の課題とあり方について」をテーマに当法人与盛岡広域成年後見センター共催にて専門職講演会を盛岡市内の『おでってホール』を会場に開催した。制度を使う人の立場から、具体例を含めてわかりやすく説明していただき、約70名が熱心に耳を傾けた。

### 成年後見制度の現状

令和6年12月末時点の成年後見制度の利用者は約25.3万人で、前年と比べ約1.8%の増加。利用類型は、後見が約18万人で最多。保佐は約5.5万人、補助は約1.7万人で、利用者の主な障害等状況は、認知症の高齢者が多く65%、障害者35%であり、近年は障害者の利用が増加。

申立ての動機は、金銭管理が3.7万人、身上保護2.9万人、介護サービス等利用1.7万人で、身上保護や介護サービスの利用が着実に増加。後見人等と本人との関係では、専門職と社会福祉協議会の受任件数が増加し、親族よりも第三者後見が多い状況が続いている。

また、経済的な理由で制度利用が困難な人に対して、申立てに要する経費、後見人等の報酬の全部又は一部を補助する成年後見制度利用支援事業は、令和6年4月時点で1,702市町村が実施(実施率：98%)している。

### 成年後見制度における主な課題

全育連が令和3年に実施した成年後見制度に関するアンケートには、障害のある方とご家族



講師 一般社団法人全国手をつなぐ育成会連合会  
常務理事兼事務局長 又村あおい氏

1386人が回答。成年後見制度を知っている人は83%だが、使っている人は11%。後見類型が86%を占め、後見人等の属性は約70%が親である。障害のある方の場合、制度の周知不足ではなく、制度に問題を感じて利用せず、親の高齢化や死亡により生活が成り立たなくなり、成年後見制度をやむを得ず利用している状況がうかがえる。

成年後見制度利用期間が高齢者よりも長期となる障害のある方にとって、利用開始したらやめられないことや後見人の交代が認められないこと、報酬を支払い続ける経済的負担は、制度利用を躊躇する主因となる。

人権擁護の観点からの課題は、本人の知らない間に親族等が申立てを行い、法定後見人選任過程に本人は一切関与できず、成年後見人に包括的な代理権や取消権が付与されているため本人意思の尊重が制限される場合もあり、身上保護が手薄なケースが多いことである。国連の障害者権利委員会からも日本の後見制度の強すぎる代理権の改正が勧告されている。

### 成年後見制度の抜本見直し、何がどのように変わるのか

改正の基本的考え方は、本人の意思を尊重し、包括的な代理権の廃止。現行の法定後見の3類型「後見、保佐、補助」を補助類型のみとし、後見の開始には、

本人の同意を要し、同意権・取消権・代理権は、制度利用者本人と補助人が協議の上、行為ごとに付与される。本人の意思尊重のため、補助人には、本人への情報提供と意向の把握、支援内容の説明が求められる。定期報告時に代理行為ごとに本人の必要を確認し、必要が無ければ補助は終了（一部あるいは全部）。それに伴い、補助人の交代も可能となる。現行の後見人の解任理由は不正行為のみだが、「不正行為ではない終了あるいは本人の利益のため」という解任理由が追加される。

順調に進めば、民法改正案は今年3月以降の通常国会に提出され、可決成立すれば、1年半程度の施行準備期間を経て、2029～2030年頃施行の見込み。

法改正後の気持ちは、現在の利用者への対応や制

度利用終了後の本人支援である。利用者のための改正のため、現行の成年後見制度利用者は新制度に移行でき、現状を維持したい場合は、現行のまま継続可能と思われる。また、後見に終わりがあれば、障害のある人には活用されにくい成年後見制度利用支援事業において、期限付の一部助成等が可能になるかもしれない。

改正後大切なのは、見直しの意図を反映した実務がなされ、利用した人が「利用して良かった」と思えること。そのためには、施行までの期間に実務を想定した準備が必要。成年後見制度のスポット利用で補助人がいない状態になった時の対応や支援の基盤となる地域連携ネットワークの構築など、改正後の制度がスムーズに施行できるように、改正前の今、より具体的な検討をはじめることが重要である。（支援員 野口恭子）

## 制度が変わる ～ポイント～

成年後見制度は、高齢者や障がいのある方が、自分らしく安心して生活できるよう支えるための仕組みです。しかし、これまでの制度には、

- ・判断能力が回復しない限り利用をやめられない
- ・本人の自己決定が必要以上に制限される
- ・本人の状況に合った保護が受けにくい

といった課題があり、利用しにくい制度と指摘されてきました。

このため、国の法制審議会では制度の見直しに向けた検討が進められ、今年2月に制度の根拠法である民法等（成年後見関係）の改正に関する要綱が公表されました。

### 見直しのポイント

- 後見・保佐・補助の3類型を廃止し、「補助」に一体化  
これまでの3つの類型が「補助」に統一されます。

- 終身制から、家庭裁判所の判断による柔軟な終了・変更へ

一度利用を開始するとやめられない仕組み（終身制）を改め、本人の状況に応じて家庭裁判所が終了や内容変更を判断できる規定が設けられます。

- 後見人の権限を「包括的」から「必要な範囲」に限定  
従来の後見類型では後見人に広範な権限が与えられていましたが、今後は本人の事情に応じ、必要な範囲に限定されます。

- 後見人の交代をしやすくする仕組みの導入

これまでは著しい不行跡がない限り後見人の交代が困難でしたが、本人のニーズの変化に応じて交代しやすくなる規定が設けられます。

- 現行制度からの移行

制度改正に伴い、現在の制度を利用している方々が新しい制度へどのように移行するか、また制度の利用を中止する場合の取り扱いなどについても検討が進められています。

## 制度の変わり目に思うこと

親の手を離れた後も、障害のある子どもが安心して暮らし続けられるように。

この願いこそが、成年後見センターもりおかの設立に込められた親たちの強い思いです。

障害のある子どもが親元を離れて生活を始めるとき、親は深い愛情と責任感から、将来へのさまざまな不安を抱えます。病気の際に支えてくれる人はいるだろうか。孤立せずに過ごせるだろうか。本人の希望を尊重してくれる支援者と出会えるのだろうか。健全な子どもの独立とは異なり、親が担ってきた役割が大き

いほど、手を離れる瞬間の不安は尽きることがありません。

こうした親の思いを支えたいという願いから始まった後見センターの活動が、今年で18年となります。これまで後見センターが後見人をお引き受けしてきた多くの方々が、アパート、グループ・ホームや障害者施設などを生活の場とし、「親なき後」の現実の中で日々の暮らしを営んでいます。暮らしの中には、選択や判断を求められる場面が溢れています。思わぬトラブルに巻き込まれることもあり、独力での判断が難し

い場合も少なくありません。そのため、適切な支援を受けながら安心して暮らし続けられる頼れる仕組みや、支える人とのつながりを必要としています。成年後見制度は、こうした安心を支える公的な仕組みの一つですが、後見人が本人の思いに十分寄り添えない事例があることも否定できません。

後見センターでは、本人への直接訪問を重ね、思いや希望に触れながら支援を行うことを大切にしてくま

した。こうした取り組みが、市民の皆さまやスタッフの方々のご理解とご協力に支えられてきたことに深く感謝しています。「親なき後」は誰にとっても避けられない現実です。いま国は、成年後見制度の見直しを進めています。今後制度の内容が変わることがあっても、本人の気持ちに寄り添う姿勢を最も大切にし、設立時の思いに応え続けてまいります。

(理事・事務局長 高橋 安夫)

## 当法人の活動について

後見センターもりおかは、知的障がい者の生活を生涯にわたって支えていくことを目的に平成20（2008）年10月1日に設立された特定非営利活動法人です。

ご本人の意思を尊重しながら、「制度を利用して良かった。」と利用者の方に思っただけの日々成年後見活動を行っています。2月末現在の受任状況をお話ししますと、27件を受任しており、内訳は後見17、保佐9、補助1となっております。

また令和8年4月1日から家庭裁判所に提出する定期報告等の書類の様式が大幅に変更されましたが、改正前当法人でも勉強会等を積極的に行い、無事トラブルもなく新様式に対応することができました。

当法人の支援の特徴は、チームで支援を行うことで、2～3人のチームを編成し、協力して、本人・施設職員・医療機関の職員と直接面会し、本人の生活を支援

することを重視した活動を行っています。

障がいを持つ方の生活支援は長期にわたることが多いこともあり、一人の担当者で支援し続けることは困難ですが、チーム支援は、切れ目のない支援を可能にしているものと考えています。また月に1回スタッフ全員で当センターを利用している方々の現在の状況を確認し、課題がある場合には解決に向けたアプローチを皆で検討し、実際の支援に生かしているところです。

現在、23名の支援スタッフが活動しています。一人ひとりに向き合って、その方の生活の質の向上を図っていくことは、非常に有意義でやりがいを感じています。関心のある方、参加したいと思われる方はぜひご連絡ください。お待ちしております。

(法人後見部長 船越 慈)

## ‘姉さんとの絆旅行たより’が届きました

Aさんは幼い頃から施設で暮らし、いまグループホームで生活しています。県外に住む妹のBさんは、Aさんのただ一人の身内で、大切な応援者です。昨年10月末、二人は楽しみにしていた旅行へ出かけました。ほ

どなくして、Bさんから旅行の様子を綴った手紙が届きました。姉妹の深い絆が伝わってきて胸が温かくなると同時に、私たち後見センタースタッフの心を力強く励ましてくれる内容でした。（支援員 高橋靖枝）



久しぶりに姉に会いました。駅で待ち合わせして盛岡駅へ行き、食事、買い物を楽しみました。いつもありがとうございます。

電車に乗って「久しぶりー、元気だった？」と姉と握手をしたとき、姉は握手をした手をそのままに、もう片方の手を私の手に添えてくれて、私の手を包みこんでくれたんです。なんだかとても嬉しくてジーンとしてしまいました。姉の手が柔らかいんですよ。「ああ、お姉さんなんだな」と改めて感じました。その後、いつものように「お寿司」と言っ

て「2人でね」という意味で指2本を立てていました。

当日、姉は誕生日プレゼントに渡した上着からズボンまで着てくれて、気に入った様子で嬉しかったです。「前日から部屋にかけて楽しみにしていた」とグループホームの支援員さんから聞かされて嬉しくなりました。次のプレゼントを考えるのが楽しみです。

(妹Bさんからの手紙の一部から)

## 盛岡広域成年後見センターの運営状況

当センターは、「成年後見制度が、ご本人やご家族にとって、利用しやすく、利用してよかったと実感できるような支援」を目指して業務に取り組んでいます。特に、令和2年度から5年の盛岡広域成年後見センター業務受託を経て、今年度から新たな受託期間の始まりの年でもあり、一層の支援の充実を図るように努めてきました。

今年度2月末までの相談件数は、519件と前年度572件より53件減ではありますが、背景に様々な課題を有する複合的な相談が増加傾向にあります。そのため、自宅や病院等に訪問しての対応に力を入れてきました。特に、地域啓発として広報誌等で周知を図ったこともあり、出前講座開催は17か所と昨年度7か所から大幅に増加しました。

市民後見人養成講座では、183名が修了し、6市町

にて2月末で36名が活動中で、7名が審判待ちとなります。そのうち、単独受任7名、2回目以降受任8名、市民後見人による複数後見も6名(3組)であり、活動への包括的な支援にも積極的に取り組んでいます。

今後も引き続き、地域の関係機関等々の連携ネットワークに努めながら、成年後見制度の中核機関としての役割を果たしていきたいと考えています。

(盛岡広域成年後見センター長 阿部明典)



出前講座の様子

### 賛助会員・寄付者を募集しています

私たち法人は、社会貢献活動としてのべ33人の方の成年後見人を務め、成年後見制度が広く活用されるよう、普及や相談、申立支援などを行っています。

2020年4月から、広域センター事業の受託を始めました。より一層、成年後見制度活動が促進されるよう、賛助会員、寄付者を広く募集しています。

なお、賛助会員会費、寄付金は、お近くの郵便局で、窓口に配置してある「払込取扱票」をご利用の上、お振込みいただけます。



#### 賛助会員会費 (年間)

1口 3,000円

銀行名：ゆうちょ銀行

記号と番号：02260-1-106722

口座名義：NPO法人 成年後見センターもりおか

※恐れ入りますが、振込手数料をご負担ください。

### 編集後記

2000年から始まった成年後見制度はその後、2016年の成年後見制度利用促進法の制定を経て今にいたり、そしてまた制度の基本の形が大きく変わろうとする法改正の動きがあります。現状、新聞紙上等においては現行制度の使い勝手の悪さも指摘されているなか、法律行為重視の後見活動から身上保護(かつては身上監護)の必要性、重要性の理解に伴い本人の生活上の支援について一層後見人の対応が求められているように見受けられます。

あわせて、敬遠されがちな事実行為のありようにも

関心が高まっているように感じているところです。本人の意思を尊重することを前提に、死後事務対応まで更なる研鑽と身上保護関連の特に、福祉サービスの種々の制度に精通する専門性が求められています。

今回、もりおか通信34号の発行に際し、成年後見センターもりおかの活動がご本人とその関係者の多くの皆様方にお役に立てる紙面となりますようこれからも努めてまいります。

皆様方に読後の感想など頂きたくお願い申し上げます、後記のご挨拶といたします。(支援員 斎藤文憲)